

改正

令和元年6月25日告示第162号

令和元年12月18日告示第200号

令和4年2月21日告示第14号

令和7年1月20日告示第12号

大台町水道事業給水条例施行規程

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第2条—第13条）

第3章 給水（第14条—第18条）

第4章 料金、手数料等（第19条—第24条）

第5章 管理（第25条—第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、大台町水道事業給水条例（平成18年大台町条例第154号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置）

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用器具をもって構成する。

2 給水装置には、メーターますその他附属器具を備えなければならない。

（給水装置新設等の申込み）

第3条 条例第5条に規定する給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の申込みは、給水装置工事申込書（様式第1号）の提出をもって行う。

（給水装置使用材料）

第4条 水道事業管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）は、条例第7条第2項に定める設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

（利害関係人の同意書の提出）

第5条 条例第7条第3項の規定により管理者が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その提出書類は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

（1） 他人の給水装置から分岐しようとするとき 給水装置所有者の「給水管所有者分岐同意書」（給水装置工事申込書（様式第1号））

（2） 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地若しくは家屋に給水装置を設置しようとするとき 土地又は家屋所有者の「土地家屋使用承諾書」（給水装置工事申込書（様式第1号））

式第1号))

- (3) 前2号の規定による書類を提出できないとき 給水装置申込者の誓約書(様式第2号)
(開発等の事前協議)

第6条 給水区域内において開発行為等を行う者は、その給水方法、施設の維持管理等についてあらかじめ協議し、同意を得なければならない。

2 協議については、開発給水協議書(様式第3号)の提出をもって行う。

3 管理者は、前項に規定する協議書の提出があった場合は、速やかに調査の上、その結果を当該申請者に書面により回答する。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 条例第8条第1項の規定に基づく構造及び材質の指定は、次の基準により行う。

(1) 配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。

(2) 配水管への取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

(4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐圧を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

(5) 凍結、破損、侵食等を防止するための適当な措置が講じられていること。

(6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

(7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

2 条例第8条第1項の規定により管理者が指定する材質は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 産業標準化法(昭和24年法律第185号)第30条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項の規定により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第20条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業所で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの

(2) 製品が政令第6条に定める基準に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

(3) 製造業者又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第6条に定める構造及び材質の基準への適合性を証明したもの

3 前項の規定にかかわらず、施行技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、前2項の規定により管理者が指定した材質以外の材質を使用することができる。

4 管理者は、指定した材質について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材質の使用を制限することがある。

5 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合において、給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水タンクの入水口の逆止弁とする。

(給水管の口径)

第8条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決め

なければならない。

(給水管埋設の深さ)

第9条 給水管は、公道内の車道及び歩道部分においては60センチメートル以上、私道内においては45センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(メーターの設置位置等)

第10条 メーターは、次に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

(受水タンク以下装置)

第11条 使用水量を計量するため、受水タンク以下の装置が2戸以上の住宅として設置され、各戸の水道使用者が異なるときは、受水タンク以下の装置に町のメーターを設置することができる。

- 2 受水タンク以下の装置にメーターを設置する基準は、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分（以下「共用部分」という。）を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。
- 3 共用部分について管理者が特に必要と認めたときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。
- 4 メーターを設置する受水タンク以下の装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
 - (1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。
 - (2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。
 - (3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。
- 5 受水タンク以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、管理者がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。
- 6 メーターは、あらかじめ管理者に届け出て条例第7条第1項に規定する管理者が指定する者が工事を施行した受水タンク以下の装置でなければ設置しない。
- 7 受水タンク以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。

(危険防止の措置)

第12条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、町の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

- 5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けなければならない。
- 6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

(給水管防護の措置)

第13条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

- 2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。
- 3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出又は隠蔽にかかわらず、防寒装置を施さなければならない。
- 4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

第3章 給水

(給水の申込み)

第14条 条例第13条に規定する給水の申込みは、水道使用異動届（様式第4号）の提出をもって行う。

第15条 削除

(メーターの損害弁償)

第16条 水道使用者等は、自己の保管にかかるメーターを滅失し、又は損傷したときは、メーター滅失（損傷）届（様式第6号）を管理者に届け出なければならない。

- 2 管理者は、条例第17条第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出の様式)

第17条 条例第18条の規定による届出は、次に定めるところによる。

- (1) 給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止しようとするときは、水道使用異動届（様式第4号）の提出をもって行う。
- (2) メーターの口径又は用途を変更しようとするときは、給水装置口径（用途）変更届（様式第7号）の提出をもって行う。
- (3) 消火演習に消火栓を使用するときは、消火演習使用届（様式第8号）の提出をもって行う。
- (4) 給水装置所有者に変更があったときは、給水装置所有者変更届（様式第9号）の提出をもって行う。
- (5) 消火栓を消火に使用したときは、消火用水使用届（様式第10号）の提出をもって行う。

(給水装置及び水質検査の請求)

第18条 条例第21条第1項の規定による検査の請求は、給水装置・水質検査請求書（様式第11号）の提出をもって行う。

第4章 料金、手数料等

(定例日)

第19条 条例第24条に規定する定例日とは、毎月20日から末日までとする。

(料金等の納入期限)

第20条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあっては納入通知書を発したその月の末日（12月にあっては、28日）とし、その他の納入金にあっては別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

(過誤納による精算)

第21条 水道料金（以下「料金」という。）を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、翌月以降の料金において精算することができる。

(使用水量及び用途の認定基準)

第22条 条例第25条の規定による使用水量及び用途の認定は、次に定めるところによる。

- (1) メーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があった期間の使用水量を認定する。
- (2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前3回の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難しいときは見積量による。

(加入申込金)

第23条 加入金は、還付しない。ただし、給水期間が短期である場合、その他管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(料金等の軽減及び免除)

第24条 条例第31条の規定により軽減又は免除ができる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち管理者が認めたものに対して行う。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受ける者の加入申込金
 - (2) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
 - (3) 不可抗力による漏水に起因する料金
 - (4) その他管理者が公益上その他特別の理由があると認めたもの
- 2 前項の規定による料金等の軽減又は免除の申請は、水道事業納付金減免申請書（様式第12号）の提出をもって行う。
- 3 管理者は、前項に規定する申請書の提出があった場合、速やかに調査の上、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。

第5章 管理

(措置命令)

第25条 条例第33条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書（様式第13号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(水道使用上の注意)

第26条 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

(小規模貯水槽水道の管理及び自主検査)

第27条 条例第39条第2項の規定による小規模貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - (ア) 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - (イ) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - (ウ) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - (エ) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を

停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号に規定する管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に小規模貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

- 2 小規模貯水槽水道を設置しようとする者は、あらかじめ管理者に小規模貯水槽水道設置届(様式第14号)を提出しなければならない。ただし、変更及び廃止についても小規模貯水槽水道変更(廃止)届(様式第15号)を提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月25日告示第162号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月18日告示第200号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年2月21日告示第14号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年1月20日告示第12号)

この告示は、令和7年3月20日から施行する。

様式第1号（第3条、第5条関係）

給 水 装 置 工 事 申 込 書
(新設・増設・改造・移転・仮設・撤去)

年 月 日

大台町水道事業
大 台 町 長 様

申込者 住 所 _____
氏 名 _____
TEL _____

大台町水道事業給水条例第5条の規定により下記のとおり申し込みます。

記

給水装置設置場所		大台町			番地	
所有者	フリガナ		職 業			
	氏 名		家 族 数			
	住 所		水道料金 支払方法	口座振替・直接納付		
着工希望年月日		年 月 日	旧給水装置撤去予定年月日	年 月 日		
指定工事業者		TEL				
住所又は所在地						
加 入 口 径		mm	加入申込金額	円		

給水装置設置に当たっては大台町水道事業給水条例、同施行規程を遵守することを確認いたします。
なお、公道部分について竣工後、町に帰属することを承認いたします。
住居改築のため権利は、従来のものによるため、既設の
旧給水装置は、上記期日をもって撤去いたします。

この欄は記入しないでください。

お客様番号	
加入年月日	
所 有 者	
代 理 人	
分岐本管径	
口 径	
指定工事業者	
設置メーカー	
メーター番号	
メーター読数	
設置年月日	

大台町水道事業給水条例第7条第3項の規程による
利害関係人の同意書

上記給水装置工事の施行について給水管の分岐、土地、
家屋を使用することを承認します。

給水管所有者	住 所 _____
	氏 名 _____ (印)
土地所有者	住 所 _____
	氏 名 _____ (印)
家屋所有者	住 所 _____
	氏 名 _____ (印)

上記給水工事引込みのため上記地区の道路掘削を承認します。

_____ 区長 _____ (印)

様式第2号（第5条関係）

誓

約

書

年 月 日

大台町水道事業

大 台 町 長 様

給水装置工事申込者

住 所

氏 名

給水装置工事の場所 大台町

上記給水装置工事施工について第三者から異議があっても、町に対してご迷惑をお掛けしないことを誓約します。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

大台町水道事業

大台町長

様

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

開 発 給 水 協 議 書

開発事業地に給水を受けたいので、関係書類を添えて協議します。

記

- 1 給 水 場 所 大台町
- 2 開発事業の名称（団地名）
- 3 開 発 目 的
- 4 開発事業の概要（開発区域、計画地盤高、区画数その他必要事項等）
- 5 開発事業の予定時期 着工 年 月 日
 完成 年 月 日
- 6 給 水 希 望 年 月 日 年 月 日
- 7 水道工事施工予定業者
- 8 添 付 書 類
 - （1） 位置図
 - （2） 計画平面図
 - （3） 配水管布設設計平面図
 - （4） その他必要書類（道路位置指定通知書、公共施設管理予定者との協議経過書等を添付）

年 月 日

申請者 様

大台町水道事業

大台町長

図

開 発 協 議 の 回 答 に つ い て

年 月 日付けで協議のあったことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1 適……別紙給水協定書の締結を条件として同意いたします。

2 否
(理由)

給 水 協 定 書

大台町水道事業 大台町長

(以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)は、乙が施行する に係る給水について次のとおり協定する。

(給水計画)

第1条 甲は、乙が施行する次の事業に係る給水について同意する。

- (1) 事業の名称
- (2) 所在地 大台町
- (3) 開発区域面積
- (4) 区画数

(給水施設)

第2条 乙は、当該団地の給水施設及び給水施設工事を実施するに当たっては、大台町水道事業給水条例並びに大台町水道事業指定給水装置工事事業者規程等、水道に関する法令を遵守するものとする。

(給水方法)

第3条 乙は、甲の所有する水道施設 (既設配水管 ϕ mm) より ϕ mm給水管を分岐し、開発区域内に給水を受けるものとする。

(実施設計)

第4条 乙は、前条の給水装置の実施設計に当たっては、あらかじめ甲と十分協議し、その指示に従い承認を得なければならない。

(給水施設工事の着手)

第5条 当該事業の給水施設工事は、設計図面及び工事着工届、工程表、使用材料承認願いを提出しなければならない。

(負担金等の納入)

第6条 乙は、大台町水道事業給水条例の規定に基づく負担金等は特別の定めがあるほかは、給水開始前までに甲に納入しなければならない。

(工事の監督及び検査)

第7条 甲は、当該事業の給水施設工事について、監督員を定めなければならない。

乙は、甲が定めた監督員の指示に従い誠実に施工しなければならない。

2 甲は、工事がしゅん工した場合は、速やかに甲にしゅん工届を提出し、しゅん工の検査を受けなければならない。甲は、当該事業の給水施設工事のしゅん工届を受理した日から14日以内に検査を実施するものとする。

(給水施設の移管)

第8条 甲は、当該事業の給水施設のうち、前条の検査に合格した公道内に設置した給水施設及び給水施設流入部 ϕ mm管布設法面管路敷地 (幅員3.0m) を甲に移管するものとする。

(給水開始時期)

第9条 甲は、当該事業の給水について、第7条第2項のしゅん工検査及び第6条に

係る工事負担金が納入された日から給水を開始する。

(かし担保)

第10条 乙は、甲に給水施設を移管した日から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間、年間工事目的のかし担保する責めを負う。

(1) 石造、土造、金属造、コンクリート造及びこれらに類するものによる建物その他土地の工作物又は地盤のかし…… 2年

(2) 前号に掲げるかし以外のかし…… 1年

(協定書の効力)

第11条 本協定は、締結の日から2か年以内に給水施設工事に着手しない場合は、無効とする。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(補則)

第12条 本協定の疑義及び本協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別途定めるものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲：三重県多気郡大台町佐原750番地

大台町水道事業

大台町長

印

乙：

様式第4号 (第14条、第17条関係)

水道使用異動届

年 月 日

大台町水道事業

大台町長様

開栓 月分 変更 閉栓		届出者 住所 氏名	
届をしたいものに○ 印を附してください		1. 給水開始 2. 使用廃止 3. 使用一時中止 4. 使用者変更	
給水装置の場所		大台町	
使用者氏名		フリガナ 氏名 電話	
①	前の使用者		
給水 開始	開 栓 日	月 日	
	料金支払方法	口座引落・直納	
②	転 出 先		
使用 廃止	使用廃止日	月 日	
	料金精算方法	口座引落・直納	
③	水道の使用を 一時中止をし たい日	月 日	
④ 名義 等 の 変 更	新名義人(管理人)氏名	フリガナ	
	旧名義人(管理人)氏名		
	変 更 理 由		
	変 更 日		
給水装置所有者氏名 TEL			
建設工事中など で給水装置設置 場所に入居して いない場合の水 道料金支払場所	住 所		
	氏 名		
	TEL		
備 考		お客様番号 加入年月日 所 有 者 使 用 者 郵便番号 住 所 契 約 種 別 1・2・3 支 払 い 方 法 11・21・31 銀 行 コ ー ド 口 座 名 義 口 座 区 分 口 座 番 号 口 径 13・20・ 設 置 年 月 日 設 置 メ ー カ ー メ ー タ ー 番 号 — メ ー タ ー 読 数 m ³ 旧お客様番号 開 ・ 閉 栓 日 月 日担当 用 途 別 一 般・臨 時 メーター取付日 メーター取外日 検 針 番 号 管 理 番 号	
		☐ 取替伝票 ☐ 郵送先・連絡先確認	

様式第6号（第16条関係）

メーター滅失（損傷）届

年 月 日

大台町水道事業

大 台 町 長 様

給水装置使用者（給水装置所有者、給水装置管理人）

住 所

氏 名

下記の理由により保管使用中のメーターを滅失（損傷）しましたのでお届けいたします。

なお、損料については直ちに弁償いたします。

記

給水装置の場	大台町		
(理由)			
メーターの種	口径	mm	番 号
有 効 年 月	年 月	取付年月日	年 月 日

様式第7号（第17条関係）

給水装置口径（用途）変更届

年 月 日

大台町水道事業

大 台 町 長 様

給水装置使用者 住 所

氏 名

電 話 ()

次のとおり給水装置の口径（用途）を変更したいので届け出ます。

給水装置の場所	大台町	
お客様番号		
口径別 (ミリメートル)	新	13・20・25・30・40・50・75
	旧	13・20・25・30・40・50・75
用途	新	一般
	旧	一般
変更年月日		年 月 日

様式第8号 (第17条関係)

消 火 栓 演 習 使 用 届

年 月 日

大台町水道事業

大 台 町 長 様

消火栓使用者 住 所

氏 名

電話 ()

次のとおり消火栓を使用したいので届け出ます。

使用消火栓の設置場	大台町
演習使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

处理欄

水量 m^3

様式第9号（第17条関係）

給 水 装 置 所 有 者 変 更 届

年 月 日

大台町水道事業

大 台 町 長 様

給水装置所有者 住 所

氏 名

電 話 ()

下記のとおり給水装置所有者を変更したのでお届けします。

記

給 水 装 置 の 場 所	大台町
給 水 装 置 旧 所 有 者	住 所
住 所 ・ 氏 名	氏 名
変 更 年 月 日	年 月 日

様式第10号 (第17条関係)

消 防 用 水 使 用 届

年 月 日

大台町水道事業

大 台 町 長 様

住 所 大台町消防団・奥伊勢広域消防署

氏 名

(町総務課提出)

消防用として下記のとおり水道を使用したいのでお届けします。

記

火 災 発 生	日 時				
	場 所				
使 用 し た 消 火 栓					
場 所	栓 数	時 間	水 量	摘 要	
		午 時 分から 分間	m ³		
		午 時 分まで 分間	m ³		
		午 時 分から 分間	m ³		
		午 時 分まで 分間	m ³		
計		時間 分	m ³		

様式第11号（第18条関係）

給 水 装 置 質 検 査 請 求 書

年 月 日

大台町水道事業

大 台 町 長 様

請求者 住 所

氏 名

電 話 ()

次の理由により給水装置質の検査を請求いたします。

1 給水装置の場所 大台町

2 検査請求の理由（なるべく詳細に記入してください。）

(注) 給水装置について該当する箇所を○で囲んでください。
水 質

様式第12号（第24条関係）

水道事業納付金減免申請書

年 月 日

大台町水道事業

大 台 町 長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

大台町水道事業給水条例第31条の規定により、水道事業納付金について軽減（免除）
していただきたく下記のとおり申請します。

記

1 水 道 納 付 金 の 種 類

2 軽減（免除）を受ける前の金額

3 軽 減（免 除）の 申 請 額

4 申 請 の 理 由

（注）漏水による水道料金減免申請については、別に定める。

様式第13号（第25条関係）

（表）

		年	月	日
給水装置の管理義務違反に関する指示書				
給水装置の使用者氏名				
又は		様		
給水装置の所有者氏名				
		大台町水道事業		
		大台町長		
		印		
大台町水道事業給水条例第33条の規定に基づき、次のとおり指示する。				
1 給水装置の設置場所				
2 措置指示事項				

大台町水道事業給水条例抜粋

(水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置の検査等)

第32条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な指示をすることができる。

(給水の停止)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第24条の使用水量の計量又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。

様式第14号（第27条関係）

年 月 日

大台町水道事業

大 台 町 長 様

所有者住所

所有者氏名

電 話 ()

(法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

小規模貯水槽水道設置届

小規模貯水槽水道を設置したいので、大台町水道事業給水条例施行規程第27条第2項の規定により、下記のとおり届けます。

記

名 称	(通称)					
所 在 地						
管理 形態	自主管理	担当者	電話 ()	常駐・非常駐		
	委託管理	委託先住所 氏名	電話 ()	常駐・非常駐		
建物 概要	主たる用途	共同住宅 (戸)・個人住宅・事務所・店舗・学校・工場 病院・旅館・ホテル・その他 ()				
	竣工年月日	年 月 日	階 数	地上 階・地下 階		
設 備 概 要	受 水 槽	設置場所	屋内・屋外	床置き・地下式	槽 数	槽
		有効容量	m ³	材 質	FRP・コンクリート・鋼製・ その他 ()	
	高 地 水 槽	設置場所	屋内・屋外	槽 数	槽・無	
		有効容量	m ³	材 質	FRP・コンクリート・鋼製・ その他 ()	
	原 水 種 別	水道水・井水・その他 ()			水道直結栓	有・無
	配 管 材 質	鋼管・亜鉛メッキ鋼管・塩ビライニング鋼管・ビニール管・ その他 ()				
水 栓 番 号						
備 考						

様式第15号（第27条関係）

年 月 日

大台町水道事業
大 台 町 長 様

所有者住所
所有者氏名
電 話 ()
(法人にあつては、その名称、
所在地及び代表者の氏名)

小規模貯水槽水道変更（廃止）届

下記のとおり変更（廃止）したので届けます。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 変更事項
変更前

電話 ()

変更後

4 変更（廃止）年月日 年 月 日

5 水栓番号